

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1章および章名を加える。

第5章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 市長の諮問に応じ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。